

掛川市訓令甲第 1 号

掛川市臨時職員等の任用等に関する規程（平成17年掛川市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月22日

掛川市長 松 井 三 郎

第22条第 1 項中「日曜日でない日」の次に「。次項において同じ。」を加え、同条第 2 項中「。以下この項において同じ。」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、割増賃金は、翌日の末日に支給する。

別表第 3 及び別表第 4 を次のように改める。

別表第3（第13条関係）

職 種	勤続期間及び月給		時間給
	勤続期間	月給	
一般事務	2年以上	151,500円	930円
	2年未満	142,600円	880円
給食員	2年以上	168,600円	1,040円
	2年未満	156,800円	960円
幼児教育指導主事	2年以上	208,800円	1,280円
	2年未満	198,500円	1,220円
幼児教育士（3歳児から5歳児までの学級担任に限る。）	5年以上	204,200円	1,250円
	2年以上	197,600円	1,210円
	2年未満	181,300円	1,110円
幼児教育士（3歳児から5歳児までの学級担任を除く。）・就労支援員	5年以上	194,200円	1,190円
	2年以上	187,600円	1,150円
	2年未満	171,300円	1,050円
業務員	2年以上	197,200円	1,210円
	2年未満	184,300円	1,130円
保健師・看護師・介護支援専門員	5年以上	224,100円	1,380円
	2年以上	219,100円	1,350円
	2年未満	210,100円	1,290円
准看護師	5年以上	194,200円	1,190円
	2年以上	187,600円	1,150円
	2年未満	171,300円	1,050円
その他特殊な技能、経験等を要する職	2年以上	176,500円	1,080円
	2年未満	161,400円	990円

備考

- 1 賃金の額を決定する場合において、当該賃金の額を適用すべき職員の勤務成績が良好でないときは、当該賃金の額を適用するために必要な勤続期間を経過していないものとみなす。
- 2 その他特殊な技能、経験等を要する職とは、ことばの教室指導員、教育センター主務担当者、学芸員、市史編纂業務員、体育指導助手、介護認定調査員、管理栄養士及び家庭児童相談員をいう。

別表第4（第18条関係）

一時金支給の算出基準

基準日	支給日	勤務した期間及び支給額		
		3月以上5月未満	5月以上6月未満	6月
6月1日	6月30日	それぞれの該当する基本賃金の1.225月分の額に60/100を乗じた額	それぞれの該当する基本賃金の1.225月分の額に80/100を乗じた額	それぞれの該当する基本賃金の1.225月分の額に相当する額
12月1日	12月10日	それぞれの該当する基本賃金の1.375月分の額に60/100を乗じた額	それぞれの該当する基本賃金の1.375月分の額に80/100を乗じた額	それぞれの該当する基本賃金の1.375月分の額に相当する額

備考

- 1 この表において「基本賃金」とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。
 - (1) 時給職員 日額賃金（別表第3に規定する時間給の額に勤務時間数を乗じて得た額をいう。）に1月当たりの勤務日数（1週間当たりの勤務日数に4を乗じて得た日数をいう。）を乗じて得た額
 - (2) 月給職員 別表第3に規定する月給の額
- 2 この表において「勤務した期間」とは、前回の基準日の翌日から当該基準日までの間における勤務を要する日の合計日数から欠勤日（割り振られた1日当たりの勤務時間に満たない時間が1時間以上である日を含む。）を除外した期間をいう。

附 則

- 1 この訓令甲は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の掛川市臨時職員等の任用等に関する規程の規定は、施行日以後に係る賃金について適用し、施行日前に係る賃金については、なお従前の例による。